

第4回呉市・下蒲刈町合併協議会次第

平成14年6月21日(金)10時00分

ビューポートくれ 3階 大ホール

1 挨拶 会長 小笠原 臣 也

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 新任委員自己紹介

5 協議事項 行政制度等に関する協議（各種事務事業の取扱い）

協議第24号 商工業・観光の振興について

協議第25号 農林水産業の振興について

協議第26号 まちづくり建設事業について

協議第27号 教育・文化・スポーツの振興について

協議第28号 コミュニティの振興等について

協議第31号 消防・防災体制整備について

協議第32号 バス運行事業の取扱いについて

協議第33号 安芸灘大橋有料道路通行料金軽減対策事業の取扱いについて

協議第34号 電算システムの取扱いについて

協議第29号 水道事業（簡易水道事業）の取扱いについて

協議第30号 下水道事業（集落排水事業）の取扱いについて

協議第18号 新市建設計画について(継続協議案件)

6 その他

7 挨拶 中田清和 委員

8 閉 会

第4回呉市・下蒲刈町合併協議会出席者

(呉 市)

| | | |
|-----|---------------------|-----------|
| 会 長 | 呉 市 長 | 小 笠 原 臣 也 |
| 委 員 | 呉 市 助 役 | 川 崎 初 太 郎 |
| 委 員 | 呉 市 助 役 | 赤 松 俊 彦 |
| 委 員 | 呉 市 議 会 議 長 | 中 田 清 和 |
| 委 員 | 呉 市 議 会 副 議 長 | 石 山 講 |
| 委 員 | 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 | 岩 原 椋 |
| 委 員 | 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 | 石 崎 元 成 |
| 委 員 | 呉商工会議所 専務理事 | 岩 城 公 順 |
| 委 員 | 呉市自治会連合会副会長 | 吉 井 光 廣 |
| 委 員 | 呉市女性連合会副会長 | 三 戸 光 子 |

(下蒲刈町)

| | | |
|-----|-----------------------|-----------|
| 副会長 | 下 蒲 刈 町 長 | 竹 内 弘 之 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 助 役 | 杉 原 裕 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 議 会 議 長 | 花 浦 照 広 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 議 会 副 議 長 | 船 田 孝 敏 |
| 委 員 | 下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会委員長 | 船 田 信 義 |
| 委 員 | 下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会副委員長 | 蔦 村 正 勝 |
| 委 員 | 下 蒲 刈 町 商 工 会 会 長 | 竹 内 美 智 三 |
| 委 員 | 下 島 区 長 | 宇 都 宮 杉 三 |
| 委 員 | 下蒲刈町女性団体連合会会長 | 伊 豆 本 悦 子 |

(顧 問)

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 顧 問 | 広島県呉地域事務所長 | 加 賀 美 和 正 |
|-----|------------|-----------|

(事務局)

| | | | |
|--------|---------------|-------|-----|
| 事務局 長 | 呉市広域行政推進室長 | 芝 山 | 公 英 |
| 事務局 参事 | 呉市広域行政推進室次長 | 中 本 | 克 州 |
| 事務局 次長 | 呉市広域行政推進室主幹 | 佐 々 木 | 寛 |
| 事務局 次長 | 下蒲刈町参事(兼)総務課長 | 柴 村 | 隆 博 |
| 事務局 次長 | 下蒲刈町参事 | 香 川 | 逸 志 |

第4回 呉市・下蒲刈町合併協議会

協議事項

行政制度等に関する協議

各種事務事業の取扱いについて

| | | | |
|--------|---------------------------------|-------|---|
| 協議第24号 | 商工業・観光の振興について | | 1 |
| 協議第25号 | 農林水産業の振興について | | 2 |
| 協議第26号 | まちづくり建設事業について | | 3 |
| 協議第27号 | 教育・文化・スポーツの振興について | | 4 |
| 協議第28号 | コミュニティの振興等について | | 6 |
| 協議第29号 | 水道事業（簡易水道事業）の取扱いについて | | 7 |
| 協議第30号 | 下水道事業（集落排水事業）の取扱いについて | | 7 |
| 協議第31号 | 消防・防災体制整備について | | 7 |
| 協議第32号 | バス運行事業の取扱いについて | | 8 |
| 協議第33号 | 安芸灘大橋有料道路通行料金 軽減対策事業の取扱いについて | | 8 |
| 協議第34号 | 電算システムの取扱いについて | | 9 |

新市建設計画の作成に関する協議

| | | | |
|--------|---------------------|--|--|
| 協議第18号 | 新市建設計画 について（継続協議案件） | | |
|--------|---------------------|--|--|

行政制度等に関する調整方針及び協議事項

呉市と下蒲刈町との行政制度等の調整については、合併に際し、行政制度の違いから両市町の住民生活に支障等を来さないように、行政の事務・事業（福祉、保健、医療、衛生、経済振興、まちづくり、学校教育、文化・スポーツ振興、上・下水道、消防・救急など）について事前に調整を図るものです。

また、調整に当たっては、原則として呉市の制度に統一することを基本に、次の点に留意しながら、協議を進めていくことにします。

- (1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくことにします。
- (2) 両市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していきます。
- (3) 下蒲刈町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止・段階的・経過的な措置を検討していきます。

| | 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） |
|----|-------------------------|----------------------------|---|--|
| 16 | 各種事務事業の取扱い | | <p>【調整方針に基づき、ジャンル別に個々の事項について協議・調整を図っていきます。】 原則として呉市の制度を適用、又は統一していくものとする。 ただし、従来からの経緯、実情を考慮し、住民生活に支障等を来さないよう調整していくものとする。</p> | |
| | 協議第24号 商工業・観光の振興について | 各種振興事業、助成制度・融資事業、広域観光の振興など | <p>呉市は、産、学、官の連携によるテクノコリドールの形成をはじめ、情報通信技術を活用した新産業、新技術創出の受け皿づくりとして、呉地域産業振興センターやビジネスインキュベーション施設等の整備促進に取り組んでいる。 また、人がにぎわう都市づくりを目指し、中小企業・商店街の活性化に対する整備事業や補助事業、各種融資制度を設けるとともに、観光掲示板の設置や広域観光ルートの設定、観光ボランティアの育成など、広域観光の振興にも努めている。 下蒲刈町は、町商工会に職員を派遣するとともに、運営費補助を行っている。 また、町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された、三之瀬地区の松濤園や蘭島閣美術館等歴史文化施設群の利用や、ふるさと産品販売所「海駅三之関」を設置するなど、地域振興や観光振興に力を入れている。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P1～4のとおり</p> <p>【主な相違点】 1 商工業の振興 ・商工会議所・商工会等への補助： 内容が異なる。(P2)</p> | <p>個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。 なお、詳細については、別添、「市・町行政制度調書」のとおり。</p> <p>〔主な協議事項〕 ・町商工会の取扱い及び運営費補助 ・観光振興事業等の継続実施 （町主催のイベント事業など）</p> <p>各種観光施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努めるものとする。</p> |

| 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） |
|------------------------------|-------------------|---|--|
| 協議第 25 号 農林水産業の 振興について | 各種基盤整備， 振興事業など | <p>下蒲刈町では，農林水産業振興のための各種基盤整備（農林道，農業・漁業集落排水事業，港湾・漁港環境の整備など）や振興事業をはじめ，地元食材を利用したふるさと製品の生産・開発を行うための支援施設として，農林水産物処理加工センターを整備するなど，支援基盤の整備にも取り組んでいる。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 5～9のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>1 農業振興（別添資料「調書」P 5～7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林土木助成： 呉市では受益者負担があるが，下蒲刈町では全額町が負担している。(P5) ・特産化振興事業： 振興事業内容が異なる。(P6) ・生活環境基盤の整備： 下蒲刈町では農業・漁業集落排水事業の整備を行っている。(P7) <p>2 林業振興（別添資料「調書」P 7・8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫対策： 実施方法が異なる。(P7) ・イノシシ等捕獲対策： 実施方法，内容が異なる。(P7) <p>3 水産業振興（別添資料「調書」P 8・9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚介類放流： 助成内容が異なる。(P8) ・水産教室： 実施主体，内容が異なる。(P8) ・漁協への助成： 内容が異なる。(P9) ・漁業近代化施設の整備： 実施主体が異なる。(P9) | <p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>なお，詳細については，別添，「市・町行政制度調書」のとおり。</p> <p>〔主な協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物特産化事業の継続実施（ふるさと製品の生産・開発など） ・水産業振興事業の継続実施（築いそ，魚礁設置，海底清掃など） ・町漁協組合の取扱い <p>農林道，水路，ため池，森林，各種振興施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> |

| 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） |
|---------------------------|--------------------|--|--|
| 協議第 26 号 まちづくり建設事業について | 道路，公園，住宅，港湾，漁港整備など | <p>呉市は，計画的な都市づくりを推進するため，開発指導要綱，建築指導要綱を定め，良好な住環境の確保に努めている。また，「まちづくり企画コンペ」など住民の自主的な活動に対して積極的に助成・支援している。</p> <p>下蒲刈町は，都市計画区域の指定はしていないが，瀬戸内の多島美を生かした個性あるまちづくりを推進し，松濤園・蘭島閣美術館・日本庭園など自然・歴史・文化の香る施設整備を行ってきている。</p> <p>港湾については，呉市は重要港湾の指定を受け，市が港湾管理者となっているが，下蒲刈町では，県管理である蒲刈港（蒲刈町の港区を含む）を受託管理している。</p> <p>漁港は大地蔵地区にあり，現在，漁業集落排水や護岸・緑地整備，防波堤などの漁業集落環境整備事業に取り組んでいる。</p> <p>呉市は，公営住宅（身体障害者・高齢者住宅を含む），改良住宅等の整備推進など，住環境の整備に努めている。また，住宅建設・購入，中古住宅購入，土地購入に係る貸付制度を設けている。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 1 0 ~ 1 3 のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防犯灯・街路灯設置維持補修費補助： 運営主体，内容が異なる。(P10) 2 都市景観の保全： 内容が異なる。(P11) 3 土木・建築工事の入札： 制度，内容が異なる。(P11) 4 港湾，港湾施設の管理： 運営内容が異なる。(P11) 5 海運組合への補助： 呉市では実施していない。(P11) 6 公園緑地等： 管理方法が異なる。(P12) 7 市・町営住宅： 家賃が異なる。(P13) | <p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>なお，詳細については，別添，「市・町行政制度調書」のとおり。</p> <p>〔主な協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下蒲刈町景観条例の取扱い ・地積調査事業の継続実施 ・住居表示事業の実施検討 ・港湾施設及び漁港施設の管理運営（県管理蒲刈港の管理受託など） ・町営住宅の管理及び家賃など <p>下蒲刈町が現在取り組んでいる「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくり方針を引き継ぎ，地域の振興に努めるものとする。</p> <p>町道，公園，住宅，港湾，漁港施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> |

| 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） |
|---------------------------------------|---|--|---|
| 協議第 27 号 教育・文化・ スポーツの振 興について | 学校教育，生涯 学習の推進，女 性政策，文化・ スポーツ振興な ど | <p>呉市，下蒲刈町ともに，コンピュータ教育の推進，英語教育，人権学習，平和学習，社会見学など様々の内容の教育を実施しているとともに，就学のための援助・奨励を行っている。</p> <p>学校給食については，呉市は小学校全校で自校調理による完全給食（中学校ではミルク給食を実施）を実施しているが，下蒲刈町では小・中学校ともにミルク給食を実施している。</p> <p>呉市の生涯学習の推進については，推進本部を設置し，情報誌の発行，学校開放事業，各種教室・講座等の開催，子ども会や青少年団体の指導者育成及び団体への助成等を行っている。</p> <p>呉市は，文化ホールや美術館，歴史民俗資料館，図書館等の施設整備を行うとともに，各種文化団体の育成をはじめ，市文化振興財団を設置し，文化祭・美術展・音楽祭・各種企画展などを随時開催している。</p> <p>下蒲刈町は，瀬戸内の多島美を生かした個性あるまちづくりを推進し，松濤園（御馳走一番館（朝鮮通信使資料館）・あかりの館・陶磁器館・蒲刈島御番所），蘭島閣美術館・同別館，昆虫の家，白雪楼などの歴史文化施設の整備を行ってきている。また，蘭島閣美術館においては，毎月 1 回，ギャラリーコンサートも開催されている。</p> <p>呉市は，平成 13 年 12 月に「くれ男女共同参画推進条例」を制定し，各種施策の推進に取り組んでいる。</p> <p>スポーツの振興については，呉市では体育館，スポーツ会館，野球場，テニスコート，弓道場，プール等の施設整備をはじめ，東部地区に体育館を新設している。また，各種スポーツ団体の育成を行うとともに，市体育振興財団を設置し，施設の管理運営や各種体育振興行事などを随時開催している。</p> <p>下蒲刈町では，町民体育館，ゲートボール場，運動広場，プール，大平山公園テニスコート等の施設整備を行い，住民の健康増進・憩いの場となっている。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 14～18， P 22～26 のとおり</p> | <p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の学校教育・社会教育・文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>なお，詳細については，別添，「市・町行政制度調書」のとおり。</p> <p>〔主な協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金貸付制度の取扱い ・スクールバスの継続運行など ・公民館活動等生涯学習推進体制の整備及び事業の充実展開など ・青少年育成団体，文化やスポーツ振興団体等の統合及び助成措置 ・各種文化歴史施設等の管理運営 <p>下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については，呉市が引き継ぎ，適切な管理運営に努めるものとする。</p> <p>学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>【主な相違点】</p> <p>1 学校教育（別添資料「調書」P14～16）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護・準保護児童生徒就学援助：支給額が異なる。(P15) ・児童生徒遠距離通学援助：内容，支給額が異なる。(P15) ・学校給食：実施形態，単価が異なる。(P15) ・社会見学等：内容，補助額が異なる。(P16) ・教職員研修等：内容が異なる。(P16) ・私立学校振興事業補助：補助対象が異なる。(P16) <p>2 社会教育（別添資料「調書」P17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体への助成：補助の対象，内容，額が異なる。 <p>3 女性対策（別添資料「調書」P18）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の推進：参画条例設置の有無など。 <p>4 文化・スポーツの推進（別添資料「調書」P22～26）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興基金・補助：積立の有無。団体への補助の内容が異なる。(P22) ・文化祭の開催：実施主体，内容が異なる。(P22) ・体育指導員：委員数，報酬が異なる。(P22) ・スポーツ大会の開催：内容が異なる。(P22) ・体育協会等への補助：対象が異なる。(P22) ・体育振興基金：積立の有無。(P22) ・文化施設：施設整備内容，運営形態が異なる。(P23～24) ・スポーツ施設：施設整備内容，運営形態が異なる。(P24～26) | |
|--|--|--|--|--|

| 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） |
|------------------------------------|---|---|--|
| 協議第 28 号 コミュニティ の振興等につ いて | 自治組織，国際 交流・協力，広 報・広聴活動， 相談事業など | <p>コミュニティ活動団体の支援策のうち，自治会・町内会への助成については，呉市では，任意団体の集合体である自治会連合会への活動助成はあるが，自治会長への報酬は支給しておらず，自治会費の徴収や市からの書類配布等の手数料を自主財源として運営している。下蒲刈町では，条例設置の区長・地区長に月額報酬を支給するとともに，施設整備及び維持管理，防犯灯設置，電気料金などに係る費用は町が負担している。また，自主財源としての自治会費の徴収は行っていない。</p> <p>呉市は，住民自ら行う集会施設整備（新築・増改築・改修）や屋外掲示板設置補助など側面的な支援を行っている。</p> <p>呉市，下蒲刈町ともに広報誌を発行しているが，呉市ではグラフ誌の発行やテレビ，ラジオ等による広報も行っている。</p> <p>住民の相談や要望，苦情については，呉市，下蒲刈町ともに窓口を設置し対応している。まちづくりについて住民の意見を聞く場として，呉市は市政懇談会の開催や市長への手紙・電子メール等により行っているが，下蒲刈町では区長・地区長・各団体との行政懇談会を定期的に開催している。</p> <p>呉市，下蒲刈町ともに国際交流協会が設立されており，様々な住民レベルの国際交流事業が推進されている。特に，呉市では，在住外国人への支援のために，生活情報誌や生活ガイドマップ等の作成，日本語教室等の開催などを実施している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P19～21 P29～32のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>1 コミュニティ振興等（別添資料「調書」P19～21）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自治： 任意の自治組織である呉市の自治会制度と，条例設置の区長制度を持つ下蒲刈町とは，組織のあり方や運営方法が根本的に異なる。(P19) ・自治会・町内会への助成： 内容が異なる。(P19) ・公衆衛生推進協議会への助成： 額が異なる。(P19) ・その他コミュニティ活動団体助成： 内容が異なる。(P19) <p>2 国際交流・協力（別添資料「調書」P29～30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会： 事業内容が異なる。(P29) ・中学生海外修学旅行等： 呉市では実施していない。(P30) <p>3 広報・広聴（別添資料「調書」P31～32）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政懇談会： 内容が異なる。(P32) | <p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域のコミュニティー活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>なお，詳細については，別添「市・町行政制度調書」のとおり。</p> <p>〔主な協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治組織等の円滑な立ち上げ ・各種コミュニティー団体等の統合及び助成措置 ・コミュニティー施設の有効利用 ・国際交流事業の継続実施 ・ホームページの統合調整 ・広報広聴活動の調整 |

| 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|---|
| 協議第 29 号 水道事業（簡易水道事業）の取扱いについて | 料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など | <p>上水道については，呉市は旧海軍鎮守府開庁以降の歴史的な経緯のもとに，本庄水源地や三永水源地，県用水など多様な水源を持ち，地方公営企業事業（水道局）として独自運営している。</p> <p>下蒲刈町では呉市からの県用水をもとに，簡易水道特別会計事業として，各家庭へ給水を行っている。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 3 3 のとおり</p> <p>【主な相違点】 事業の形態： 地方公営企業事業と特別会計事業</p> | <p>下蒲刈町の簡易水道事業は，現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。</p> <p>水道料金及び分担金については，合併時に呉市の基準に統一するものとする。</p> |
| 協議第 30 号 下水道事業（集落排水事業）の取扱いについて | 使用料，助成制度，基盤整備・維持補修など | <p>下水道事業については，呉市は公共下水道事業として市内に 3 カ所の処理場を整備し実施している。</p> <p>下蒲刈町では，下島・三之瀬地区の農業集落排水事業，大地蔵地区の漁業集落排水事業として，町内に 3 カ所の処理場を整備し実施している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 3 3 のとおり</p> <p>【主な相違点】 事業の形態： 公共下水道事業と集落排水事業</p> | <p>下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。</p> <p>受益者負担金は現行のとおりとする。また，使用料については，合併時は現行のとおりとし，合併後 5 年を目途に調整を図っていくものとする。</p> |
| 協議第 31 号 消防・防災体制整備について | 消防・救急体制，消防団組織，防災対策，交通安全対策など | <p>呉市は，単独の消防本部により，区域内的の火災，救急等に対応している。また，近隣町と消防事務の受託を行い，広域的な観点からも消防・救急の体制整備を図っている。（ 2 署・ 1 1 出張所（うち受託 3 カ所）・防災センター設置）</p> <p>下蒲刈町では，常備消防設備はなく，地元消防団数組織（ 3 分団・ 8 0 人体制）により町内の火災等に対応している。</p> <p>また，下蒲刈町の初期救急体制は，公立下蒲刈病院の救急搬送車両により対応している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 3 4 ・ 3 5 のとおり</p> <p>【主な相違点】 1 消防： 常備消防体制が異なる。（P34） 2 救急： 救急体制が異なる。（P34） 3 防災： 防災行政無線システム等が異なる。（P35）</p> | <p>原則として呉市消防本部体制により，対応していくものとする。</p> <p>下蒲刈町地域の消防・救急については，合併後，当面，現在の呉市消防救急体制により対応していくものとする。</p> <p>また，速やかに出張所等の施設整備を図り，安芸灘諸島地域の常備消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>下蒲刈町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していくものとする。</p> |

| 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------------|---|---|------|------|-------|--|--|-----|--------|--------|------|--------|--------|------|--|--|-----|--------|--------|------|--------|--------|------|--|--|-----|-------|-------|------|-------|-------|-----------------------------|
| 協議第 32 号 バス運行事業 の取扱いにつ いて | 生活バス交通の 確保，敬老優待 助成制度など | <p>呉市は，法適用の地方公営企業事業（交通局）として，乗合バス（199系統）や貸切バスを運行し，独自運営をしている。また，敬老及び身障優待乗車証を発行している。</p> <p>下蒲刈町は，法非適用のバス運行事業特別会計により，マイクロバス2台で町内バス（1系統）を運行している。また，敬老優待乗車証を発行している。</p> <p>その他，下蒲刈町では，独自にスクールバスを運行している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P36のとおり</p> | <p>下蒲刈町の町内バス及びスクールバスについては，引き続き運行するものとする。</p> <p>ただし，運行形態については，引き続き協議を行うものとする。</p> <p>敬老及び身障優待乗車は，呉市の制度を適用するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議第 33 号 安芸灘大橋有 料道路通行料 金軽減対策事 業の取扱いに ついて | 通行回数券購入 に対する助成 (通勤・通学) など | <p>下蒲刈町は，住民の安芸灘大橋有料道路通行料の負担軽減対策として，要綱により，広島県道路公社から回数券販売業務を受託し，回数券割引分に加え一部助成措置を講じることにより，普通車，軽自動車の通行券割引制度を実施している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P36のとおり</p> <p>【概要】1 対象： 1．世帯主 2．世帯構成員の通勤，通学者，又は町長が認めた者 3．対象車両は普通車，軽自動車のいずれか1種類</p> <p>2 回数券の種類及び料金</p> <table border="1" data-bbox="728 1023 1464 1401"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常料金</th> <th>販売料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">100回券</td> </tr> <tr> <td>普通車</td> <td>49,000</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>38,500</td> <td>37,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">60回券</td> </tr> <tr> <td>普通車</td> <td>31,500</td> <td>29,100</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>24,750</td> <td>23,850</td> </tr> <tr> <td colspan="3">11回券</td> </tr> <tr> <td>普通車</td> <td>6,700</td> <td>6,260</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>5,300</td> <td>5,135</td> </tr> </tbody> </table> | | 通常料金 | 販売料金 | 100回券 | | | 普通車 | 49,000 | 45,000 | 軽自動車 | 38,500 | 37,000 | 60回券 | | | 普通車 | 31,500 | 29,100 | 軽自動車 | 24,750 | 23,850 | 11回券 | | | 普通車 | 6,700 | 6,260 | 軽自動車 | 5,300 | 5,135 | 下蒲刈町の現行制度を呉市が引き継ぎ実施するものとする。 |
| | 通常料金 | 販売料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100回券 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通車 | 49,000 | 45,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車 | 38,500 | 37,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60回券 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通車 | 31,500 | 29,100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車 | 24,750 | 23,850 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11回券 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通車 | 6,700 | 6,260 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車 | 5,300 | 5,135 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 協議事項 | 内 容 | 参 考 | 調整方針（合併協定案） |
|--|------------------------------------|--|--|---|
| | 協議第 34 号 電算システム の取扱いにつ いて | 住民基本台帳， 戸籍事務等の電 算処理システム の統一，情報化 推進など | <p>呉市，下蒲刈町ともに，小・中学校でのコンピュータ教育の実施やホームページの開設を行っている。呉市図書館との広域図書ネットワークも開設されている。</p> <p>呉市は，産業情報の提供，庁内 LAN（財務会計・税務総合情報・介護保健・工事積算等）の実施，住民基本台帳・戸籍事務・印鑑登録等の電算化実施やシステム構築に取り組んでいる。さらに，メイプルネットを使った高度情報化推進を目指している。</p> <p>下蒲刈町は，住民基本台帳事務を中心に，税・年金・出納・水道等とリンクさせているが，戸籍事務の電算化は行っていない。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 27・28のとおり</p> | 下蒲刈町の電算システムは，合併時に呉市の電算システムに統合し，住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。 |

素案

呉市・下蒲刈町合併建設計画
(まちづくりビジョン)

呉市・下蒲刈町合併協議会

目 次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 計画策定の方針 | 1 |
| 1 | 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 2 計画の構成 | 1 |
| 3 | 3 計画の期間 | 1 |
| 2 | 呉市・下蒲刈町の概況 | 2 |
| 1 | 1 現況 | 2 |
| 2 | 2 呉市と下蒲刈町との結びつき | 4 |
| 3 | 3 下蒲刈町のまちづくりの特色 | 5 |
| 3 | 合併の必要性と効果 | 6 |
| 1 | 1 合併の必要性 | 6 |
| 2 | 2 合併の効果 | 8 |
| 4 | まちづくりの基本方針 | 10 |
| 1 | 1 新しいまちづくり | 10 |
| 2 | 2 呉市の役割 | 10 |
| 3 | 3 下蒲刈町の役割 | 10 |
| 4 | 4 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針 | 11 |
| 5 | まちづくり計画 | 13 |
| 1 | 1 保健・医療・福祉の充実 | 13 |
| 2 | 2 生活環境の整備 | 13 |
| 3 | 3 産業の振興 | 15 |
| 4 | 4 道路・交通体系の整備 | 17 |
| 5 | 5 教育の充実・文化の振興 | 17 |
| 6 | 6 行政運営の効率化 | 18 |
| 6 | 公共施設の統合整備 | 19 |
| 7 | 財政計画 | 20 |

1 計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

呉市・下蒲刈町合併建設計画（まちづくりビジョン）（以下「まちづくりビジョン」という。）は、下蒲刈町第2次総合計画及び「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを継承するとともに、呉市第3次総合計画を踏まえて、呉市と下蒲刈町の合併に伴う「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」の策定を行うものです。また、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域のさらなる発展を図るための新しいまちづくりの基本的指針となり、具体的な施策の方向を示していくものです。

2 計画の構成

まちづくりビジョンは、次の項目で構成しています。

- 「1 計画策定の方針」
- 「2 呉市・下蒲刈町の概況」
- 「3 合併の必要性和効果」
- 「4 まちづくりの基本方針」
- 「5 まちづくり計画」
- 「6 公共施設の統合整備」
- 「7 財政計画」

3 計画の期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成15年度から平成24年度までの10カ年計画とします。

2 呉市・下蒲刈町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

広島県の西南部，東経132°34'，北緯34°14'に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は146.37km²，その内54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分断されています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した特異な土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，農地等として利用されています。

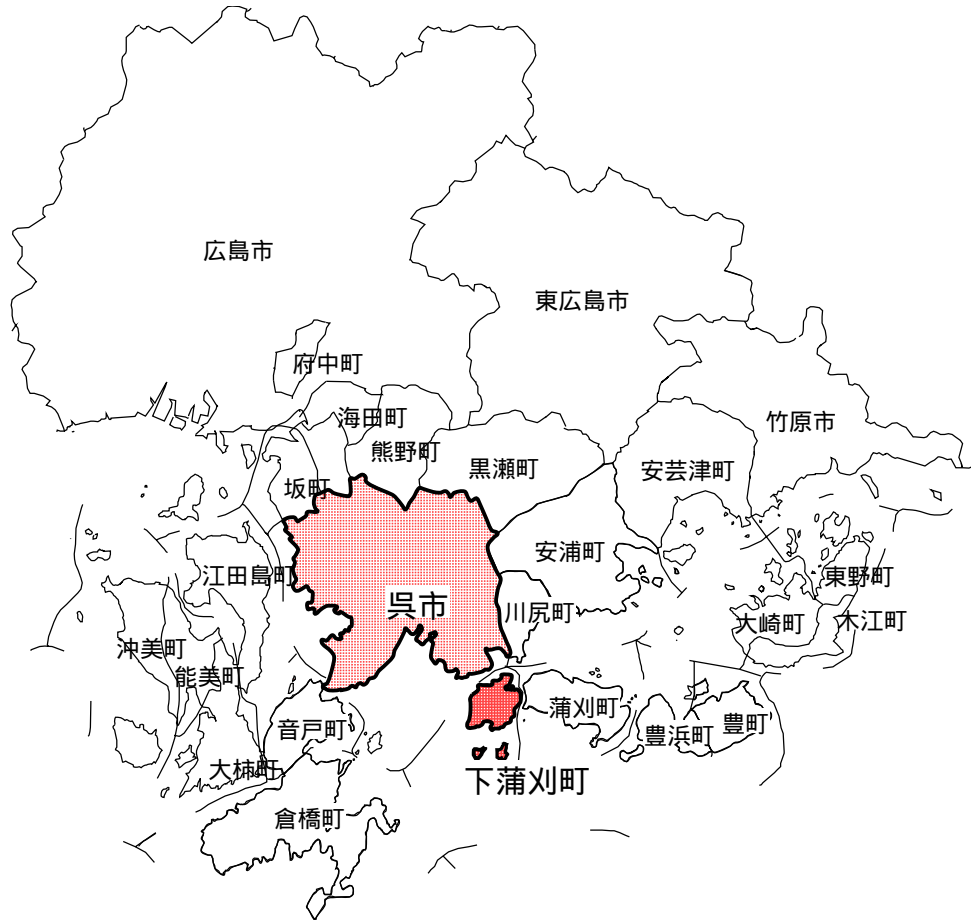
一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々や二河峡，二級峡の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

下蒲刈町

広島県の南端，呉市仁方町の南東海上約5kmに位置し，瀬戸内海に浮かぶ下蒲刈島と上黒島，下黒島，ヒクベの属島からなる総面積8.71km²の町です。北に呉市・川尻町，東に蒲刈町，西に音戸町・倉橋町とそれぞれ海をはさんで隣接しています。四方を海に囲まれ，南には遠く四国連峰を臨み，多島海独特の風光明媚な景観や緑豊かな自然など都市部にはない恵まれた環境です。島しょ部特有の急傾斜地域が多く，標高275mの大平山の山系から連なる山裾の限られた地域，すなわち下島，三之瀬，大地蔵集落の立地する地域が平たん地となっています。このように平たん地は少ないが，急傾斜地と瀬戸内海性の温暖な気候を利用し，基幹農作物として柑橘類（みかん，レモン）やイチゴを栽培するなど大きな恩恵を受けています。

また，離島故に隔絶性など厳しい立地条件にありましたが，平成12年1月に「安芸灘大橋」が完成・供用開始され，地域産業の振興，町民の利便性や定住条件の向上など，豊かな自然と歴史を活かした新しい魅力あるまちづくりに大きく寄与しています。

位置図



(2) 歴史

呉市

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 明治19 (1886) 年 | 第二海軍区軍港に指定 |
| 明治22 (1889) 年 | 呉鎮守府開庁 |
| 明治35 (1902) 年 | 和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行 |
| 明治36 (1903) 年 | 呉海軍工廠設立 |
| 昭和 3 (1928) 年 | 吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入 |
| 昭和16 (1941) 年 | 広村・仁方町の2町村を編入 |
| 昭和26 (1951) 年 | 呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。 |
| 昭和31 (1956) 年 | 天応町・昭和村・郷原村の3町村を編入 (人口 約21万人) |
| 平成 6 (1994) 年 | 呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定 |
| 平成12 (2000) 年 | 特例市に指定 |
| 平成14 (2002) 年 | 市制施行100周年 |

下蒲刈町

| | |
|---------------|--|
| 中世頃 | 瀬戸内海の交通・交易が盛んで、多賀谷水軍が勢力を持ち、丸屋城を築くなど、往来船舶の停泊地として栄える。 |
| 江戸時代 | 三之瀬に本陣・番所・茶屋が整備され、参勤交代の西国大名の船、朝鮮・琉球・オランダ等の使節団が立ち寄るなど大繁栄する。 |
| 明治22 (1889) 年 | 蒲刈島村発足 (現在の下蒲刈町と蒲刈町の全域) |
| 明治24 (1891) 年 | 上蒲刈村が分村し、向地区を含め下蒲刈村が新たに誕生 |
| 昭和22 (1947) 年 | 向村が分村。上黒島、下黒島、ヒクベ地域を加え下蒲刈村を形成 |
| 昭和37 (1962) 年 | 町制施行 (人口 約5千人) |
| 平成12 (2000) 年 | 「安芸灘大橋」完成 |

2 呉市と下蒲刈町との結びつき

呉市及び下蒲刈町における国及び県の事務処理は、同一の管内（呉圏域）で処理するようになっていきます。具体的には、次のとおりです。

(1) 呉市と下蒲刈町は、呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため、呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け、一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」（昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消）を平成7年8月に設立しています。

（広域行政圏域の見直しに伴い、江能広域市町村圏との統合がなされ、平成13年4月、新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートしています。）

(2) 広島県は、平成13年4月、主要な地方機関を統合し、地域の総合的な行政機関として県内を7つの地域事務所に再編し、交通網や情報通信網の発達による日常生活圏や経済圏の拡大に対応した行政サービスの的確な提供を行うこととしました。

下蒲刈町は、従前どおり呉地域事務所の管轄区域にあり、県税、福祉・保健、土木、農林事務等は、呉市と同一の管内です。

(3) 教育事務所、警察署管轄区域（広警察）、さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

(4) 衆議院議員選挙区を始め、その他広島県が定めた「地域指定区分」においては、そのほとんどが呉市と同一の圏域です。

(5) 安芸灘諸島連絡架橋の玄関口となる「安芸灘大橋」が平成12年1月に完成・供用開始され、地域住民の利便性を始め、地域の振興に寄与し、従前にも増して呉市がより身近なものになっています。

3 下蒲刈町のまちづくりの特色

下蒲刈町は、瀬戸内海の海上交通の要衝として海駅がおかれ、多賀谷衆など水軍の活躍や、善隣友好使節団である朝鮮通信使の寄港地（12回来日したうち11回立ち寄ったといわれる。）として、歴史と伝統を持つ由緒ある町です。

現在は、「文化と歴史の掘り起こし」と瀬戸内の豊かな自然と日本の伝統文化を活かした全島庭園化事業「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを推進し、特に三之瀬地区には、富山県砺波地方の代表的な商家造りである「旧有川邸」を朝鮮通信使資料館『御馳走一番館』、山口県上関町の商家「旧吉田邸」を『あかりの館』、広島県宮島町の町屋「旧木上邸」を『陶磁器館』としてそれぞれ移築復元し、また、海上交通において重要な役目を果たした御番所も復元しています。

さらに、『蘭島閣美術館』、『蘭島閣美術館別館』（寺内萬次郎の作品を常設展示）、『白雪楼』（漢学研鑽の場として利用された）、『昆虫の家』（旧竹本邸：島内に生息する多種多様な昆虫たちの標本）、『三之瀬御本陣』の復元、『長雁木』（福島雁木ともいう。）を始め、伝統ある日本建築物、日本庭園、石畳など、自然を活かすとともに、文化と歴史の香る施設整備を進め、安芸灘大橋開通による安芸灘島しょ部の玄関口として、また瀬戸内文化の拠点として、特色あるまちづくりを目指しています。

3 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 交通機関の発達と生活圏の一体化

今日の社会経済的な変化，特に交通網や情報通信手段の発達などにより，人々の生活は住んでいる市町村の枠を越えてはるかに広域化しています。その結果，生活圏と行政区域との乖離から種々の問題が生じ，生活圏全体を対象とした一体的・総合的な都市経営が求められています。

なかでも，呉市と下蒲刈町とは，通勤・通学圏，商圈，医療圏など，住民の日常生活圏が一体化しており，既に同じ「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

| 区分 | 町内 | | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | | | | |
|----|-----|------|-----|-----|------|----|-----|------|----|----|-----|
| 通勤 | 662 | 69.0 | 呉 | 226 | 23.5 | 蒲刈 | 27 | 2.8 | 川尻 | 15 | 1.6 |
| 通学 | 14 | 14.3 | 呉 | 59 | 60.2 | 広島 | 15 | 15.3 | 黒瀬 | 4 | 4.1 |

図 通勤

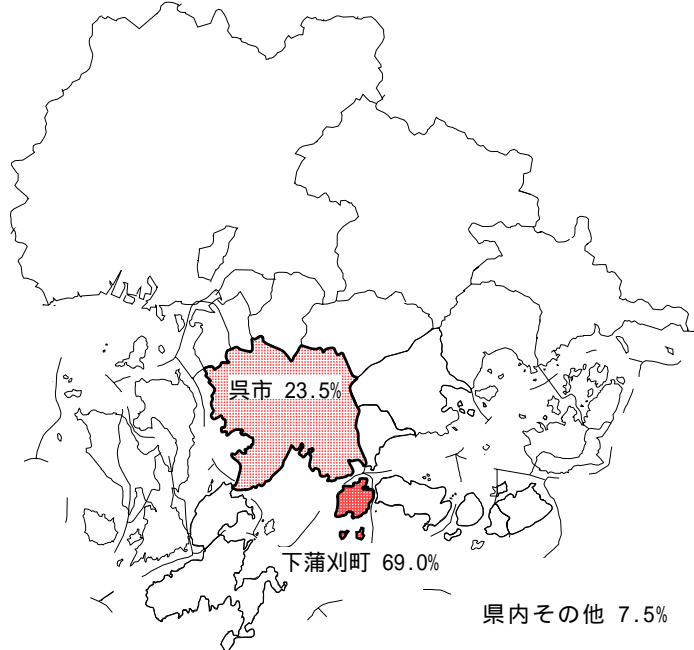


図 通学



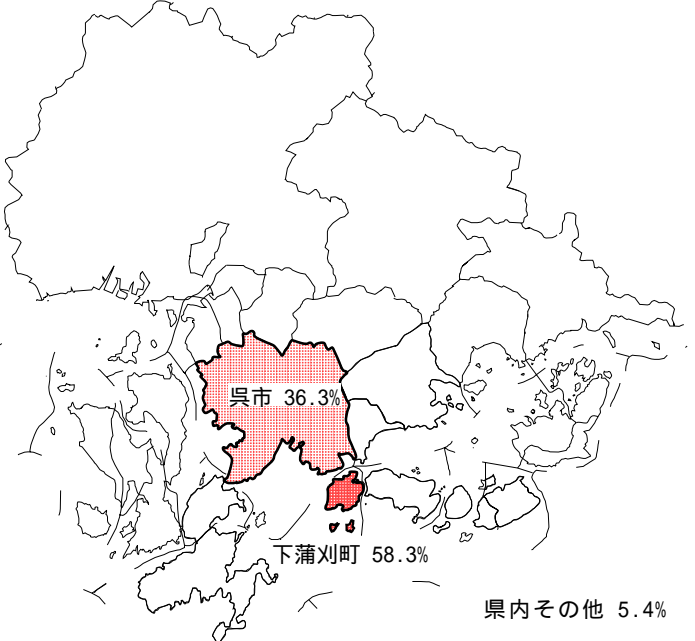
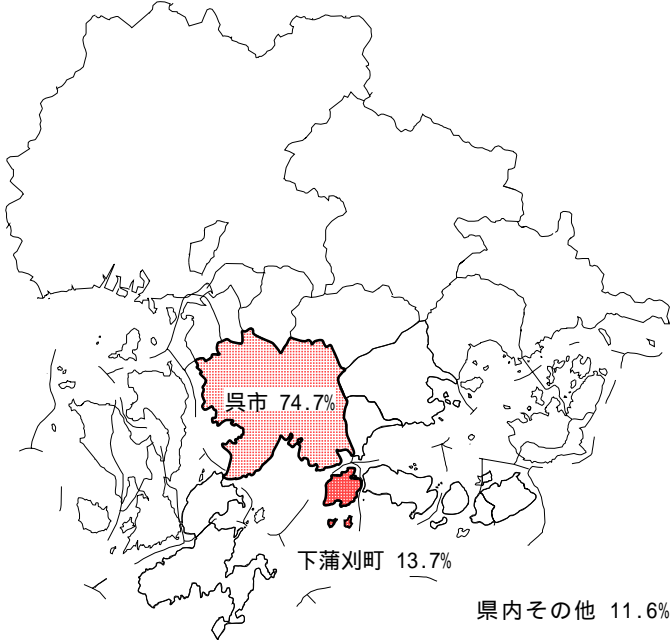
(表2 商圈：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

| 区分 | 町内 | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | |
|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|---|
| 買回品 | 13.7 | 呉 | 74.7 | 広島 | 8.6 | - | - |
| 最寄品 | 58.3 | 呉 | 36.3 | 広島 | 2.6 | - | - |

図 買回品

図 最寄品



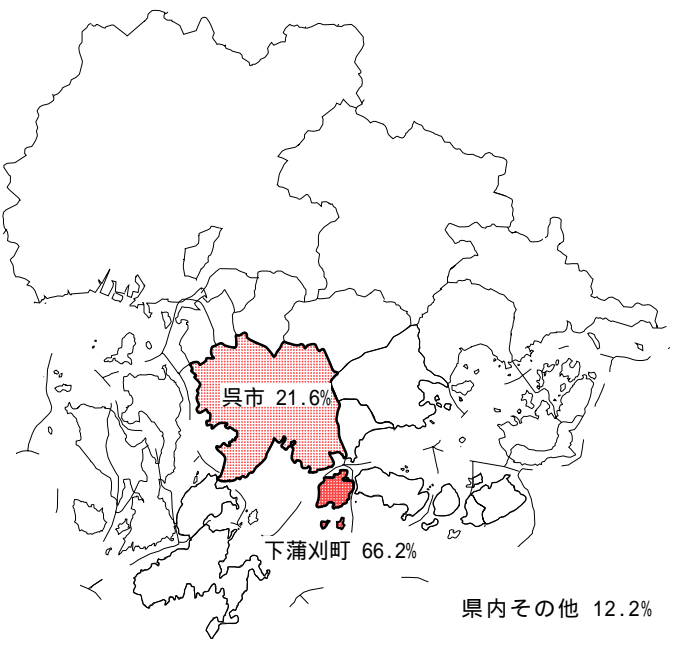
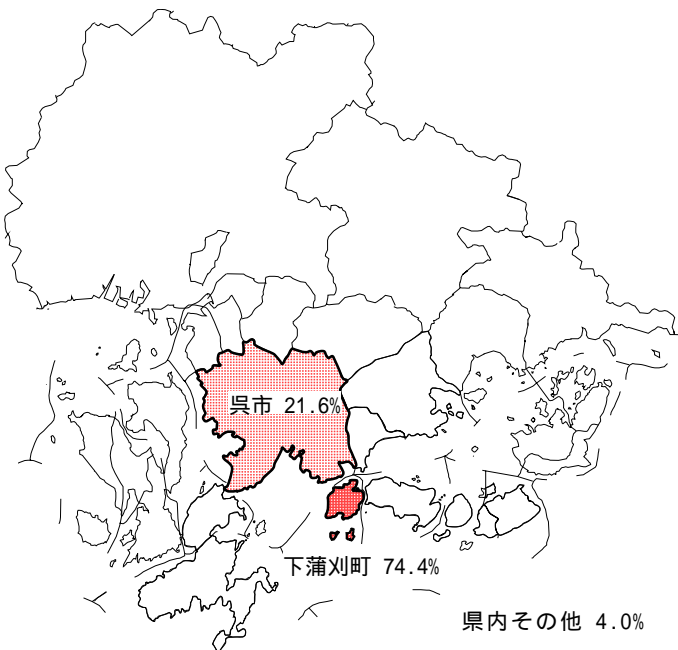
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(人・%)

| 区分 | 町内 | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | |
|----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 通院 | 74.4 | 呉 | 21.6 | 川尻 | 2.0 | 広島 | 2.0 |
| 入院 | 66.2 | 呉 | 21.6 | 広島 | 6.8 | 東広島 | 5.4 |

図 通院

図 入院



(2) 地方分権，高齢化に備えた行財政能力の強化

21世紀は「福祉の時代」，「地方分権の時代」ともいわれ，少子・高齢化の急速な流れの中で，少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う福祉・保健施策の充実等が大きな課題であるとともに，各地域の創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代背景の中で，都市経営を効果的・効率的に実施するため，行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。そして，合併はそのための有力な手段であると考えられます。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし，一部事務組合等の広域行政制度を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政は，一定の成果も上がっていますが，総合的な行政主体として，迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには，単一の自治体であることが最適であると考えられています。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくり施策展開と個性的な地域づくり推進

平成12年1月，安芸灘大橋の開通に伴い，島しょ部と本土との一体化が促進され，各種事業の一体的，効率的な整備が可能となっています。

特に，下蒲刈町は，豊かな自然環境に恵まれており，蘭島閣美術館や松濤園などの文化施設や，梶ヶ浜海水浴場や観松園などの観光レジャー施設などが整備されています。こうした「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりの方針を受け継ぎ，豊かな自然の中で，文化と歴史を活かした環境整備を進め，安芸灘島しょ部の玄関口，海辺の迎賓エリアとして，また，瀬戸内文化の拠点として，さらに魅力あるまちづくりが実現できます。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより，窓口サービスや保育所等の施設利用など，様々な公共施設の利用が広域的に可能となります。

また，下蒲刈町地域には，各種のサービス（福祉，保健，環境，産業，まちづくり，教育・文化，消防・防災などの分野）が新たに適用されます。

さらに，広域的な連携による高齢者福祉施設，老人保健施設，介護療養型病床群や，文化・スポーツ施設などの整備が促進されるとともに，充実したサービスの提供が可能となります。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

現在，両市町で進められている道路交通網，港湾，公園などの環境整備を合併建設計画に位置づけることにより一層整備が促進され，また，合併に伴う行財政基盤の強

化により，重点的な投資が可能となり，各種インフラ整備がそれだけ早く実現できます。

(4) 消防・救急，防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり，災害に対する体制整備が再認識されたところですが，下蒲刈町地域においても，消防・救急・防災面の充実の必要性が強く求められるようになりました。消防に関しては，現在，下蒲刈町に常備消防設備はなく，地元消防団組織により対応しており，また，救急に関しては，公立下蒲刈病院の救急搬送車両により初期対応しています。今後は，呉市の消防署及び出張所との連携，さらには，新たな出張所の設置などにより，消防・防災体制や救急体制の整備，充実が促進されます。

(5) 両市町の一層の発展

呉市は，特例市に指定されており，広島県第3位の人口を擁する都市ですが，合併を行うことで，さらに活力を増し，一層発展したいと考えています。

下蒲刈町にとっては，合併に伴う多数の新規行政制度の適用や，合併建設計画の実施などによって，合併しない場合よりも速やかに住民福祉の向上と地域発展を実現することができますし，新しい呉市の一翼を担うことで，より大きな発展が期待できます。

4 まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

呉地方拠点都市地域（平成6年指定・1市12町）を構成する呉市と下蒲刈町は、瀬戸内海国立公園のほぼ中央に位置し、瀬戸内海に面している地理的条件を活かしながら、呉市を中心とした高次都市機能や産業業務機能等を強化し、中国・四国地域における「瀬戸内海洋拠点都市」の役割を担う個性豊かな地域として発展を目指します。

広島呉道路（クエアライン）、東広島呉自動車道を始めとした高速交通機能など、「海・陸・空」の総合的な交通ネットワークを強化するとともに、情報ネットワークを活用し、広島・呉・東広島のトライアングル発展地域の一角を担います。

呉市を中心とした重工業の集積に加え、研究・開発など新産業の育成を図るとともに、瀬戸内海地域における豊かな自然を享受する魅力ある居住環境の整備を進めます。

また、点在している瀬戸内海の文化と歴史の地域資源を有機的に結びつけるとともに、総合的な観点に基づき、文化、スポーツ、観光、教育、保健・医療・福祉などの整備、向上に努め、一体的な地域振興を行います。

すでに、一体的な日常生活圏を形成している呉市と下蒲刈町は、下蒲刈町第2次総合計画及び「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを継承するとともに、呉市第3次総合計画を踏まえ、一つの自治体になることにより、「瀬戸内海洋拠点都市」として、地域のさらなる発展を目指します。

2 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性を確保するとともに、市域内外の連携、交流を促進するため、総合的な交通ネットワークの整備など、高次都市機能や産業業務機能等を強化し、呉市の地域拠点性の向上及び地域の発展を図ります。

3 下蒲刈町の役割

平成12年には、下蒲刈町・川尻町間の安芸灘大橋が開通しており、今後、安芸灘諸島連絡架橋3号橋の整備を促進することにより、安芸灘諸島が陸続きとなります。

定住機能の確保と島しょ部の活性化を図るため、下蒲刈町は、安芸灘島しょ部の玄関口にあたる地域として、本地域の行政機能の充実や医療・保健などのサブ拠点の役割を担うことが期待されています。

また、蘭島閣美術館、松濤園などの文化ゾーンを始め、瀬戸内海の文化と歴史を活かし、新呉市の瀬戸内迎賓エリアとして、地域の発展を図ります。

瀬戸内海の文化・迎賓拠点のまちづくり

蘭島閣美術館や松濤園を拠点とした瀬戸内歴史文化回廊ネットワークの整備
文化施設周辺におけるいやしの空間、海のみえる景観の整備

安芸灘地域の玄関口及び医療・保健サブ拠点のまちづくり

医療・保健サブ拠点の整備

安芸灘諸島地域との連携による行政機能の充実、整備

瀬戸内の豊かな自然環境と生活環境の調和・魅力ある住宅エリアのまちづくり
生活環境基盤の整備とコミュニティ拠点の整備

4 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針

土地利用に当たっては、地域の社会的、経済的、自然的条件等に配慮しながら、生活環境を確保し、瀬戸内海の文化と歴史を活かした地域の発展を図ることを基本とし、瀬戸内海洋拠点都市の医療・保健のサブ拠点として整備することが必要です。

安芸灘地域の玄関口として、周辺地域との連携を図り、下蒲刈町地域を総合的かつ計画的に整備するための各地区の特性と、土地利用の方針は次のとおりです。

【下島地区】

海と文化と歴史エリアの玄関口及び良好な居住環境ゾーン

安芸灘地域の玄関口として、安芸灘大橋開通に伴う都市的機能の集積、自然環境と調和したレクリエーション施設の整備など、周辺地域との連携を図りながら、安芸灘地域の魅力を強化し、交流人口の増加を図ります。

農業生産基盤を整備し、柑橘栽培などを通じた特産品の開発、農業体験などの多様なソフトの充実を図ります。

生活道路の整備、公園やコミュニティ施設の充実など、生活密着型サービスの充実を図るとともに、農業集落としての特性を活かし、海辺の快適な居住空間を目指します。

【三之瀬地区】

瀬戸内海の文化・迎賓拠点及び医療・保健サブ拠点ゾーン

瀬戸内海の景観に恵まれた地理的条件を活かしながら、蘭島閣美術館や松濤園など、既存の文化施設機能の充実を図り、呉市における海辺の文化・迎賓拠点としての役割を担います。

医療・保健のサブ拠点として機能の充実に努めるとともに、行政機能の充実を図り、支所を整備するなど、地域密着型サービスの展開を図ります。

【大地蔵地区】

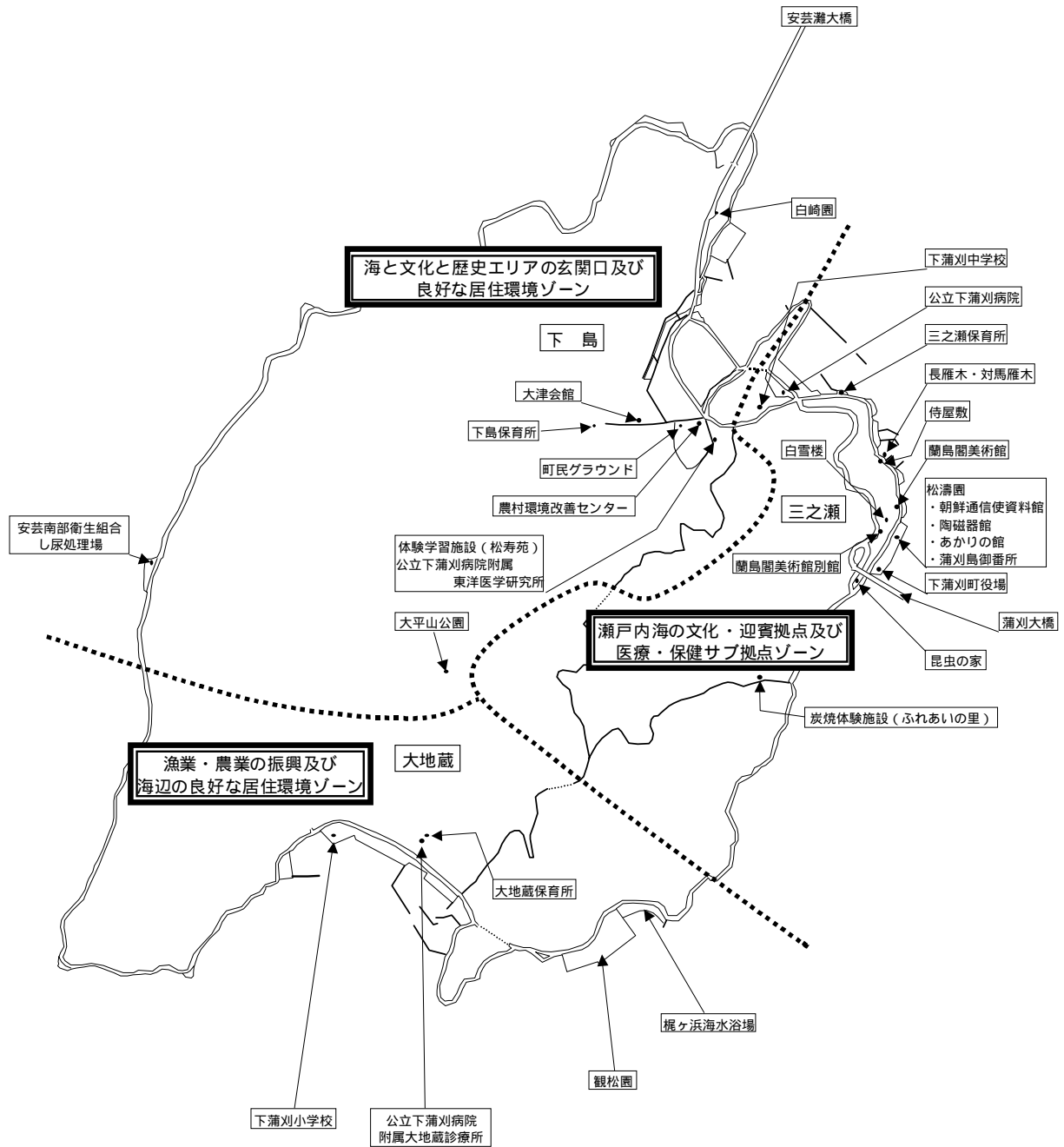
漁業・農業の振興及び海辺の良好な居住環境ゾーン

豊かな自然環境と観光資源としての漁業、農業を活かした多様なソフトの充実、特産品の開発、加工などの展開を図ります。

周辺地域と連携を図りながら、既存のマリン・レクリエーション施設の充実、活用に努め、瀬戸内海のグルメ体験など、安芸灘地域の魅力を強化し、交流人口の増加を図ります。

生活道路の整備、公園やコミュニティ施設の充実など、生活密着型サービスの充実を図るとともに、漁業集落としての特性を活かし、海辺の快適な居住空間を目指します。

下蒲刈町地域の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



5 まちづくり計画

下蒲刈町と呉市との一体化を促進するため、「まちづくりの基本方針」に基づき、次のような施策を展開します。

1 保健・医療・福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢の変化に伴い多様化する住民の福祉ニーズに適切に対応し、誰もが安心して生き生きと生活することのできる環境を整備するため、保健・医療・福祉施策の充実に努めます。

特に、下蒲刈町においては、安芸灘地域のサブ拠点として、医療・保健体制の充実に努めるとともに、在宅介護支援センターや居宅支援事業所、デイサービスセンター、ホームヘルプステーション、老人集会所などの機能を有する複合福祉施設の建設を促進します。

また、児童福祉では、社会全体で子育てを支援し、子どもが心豊かに成長していくことのできる環境づくりに努め、多様化する保育ニーズに対応できる機能を充実するとともに、老朽化した保育所施設の整備を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|-----------|
| 福祉施設整備事業 | 複合福祉施設の建設 |
| 保育施設整備事業 | 保育所の整備 |

2 生活環境の整備

(1) 快適な居住空間の形成

人口減少及び高齢化が課題となっており、豊かな自然環境を活かした快適な居住空間を形成し、若者の定住促進に努めるとともに、自治会等によるコミュニティ活動のより一層の活性化を図りながら、自分の住む地域に愛着と誇りを持つことのできる、人間性豊かなふれあいのある地域社会の形成を目指します。

このため、子どもが安全に遊べる施設として、下島地区に児童公園を整備するとともに、子どもの遊び場、住民の憩いとレクリエーション及び避難の場として、大地蔵地区に緑地広場を整備し、住民の健康、交流の増進と地域コミュニティの形成及び防災機能の向上を図ります。

上流をホタルの里として整備し、下流には炭焼き体験施設等を整備している住吉川は、総合学習等の場として活用されています。この三面をコンクリートで覆われた河川を緑豊かな河川として再生するとともに、散策道などの整備を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|-------------|
| 公園・緑地等の整備 | 児童公園の整備 |
| | 緑地広場の整備 |
| | ホタル護岸・散策道整備 |

(2) 消防・防災体制の強化・充実

安全で住みよい社会を実現し、市民の生命・財産の安全を確保するため、市民の防災意識の高揚を図るとともに、消防・救急救助、防災体制の強化、充実に努めます。

消防では、周辺町と調整し、出張所の整備を検討するとともに、消防ポンプ車及び可搬ポンプ積載車を更新します。

また、集会施設を併設した消防団詰所を建設するとともに、防火水槽等を整備します。

防災では、下島大川の砂防えん堤の改良等、砂防事業を促進するとともに、浸水対策として排水ポンプ設備を整備し、安全で快適な暮らしのできる環境づくりに努めます。

高潮に対する保全機能の向上及び都市との交流を図るため、塩浜新開において、景観に配慮した護岸及び人工海浜の整備を促進するとともに、冬季荒天時には越波被害が発生する三之瀬地区において、護岸整備及び背後地の文化施設とリンクさせた埋立てによる親水公園の整備を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|----------------------------------|
| 消防設備整備事業 | 消防ポンプ車及び可搬ポンプ積載車等の更新， 防火水槽の整備 |
| 消防団詰所整備事業 | 消防屯所，集会施設の整備 |
| 砂防事業 | 砂防えん堤の修景事業 |
| 浸水対策事業 | 排水ポンプ設備の整備 |
| 海岸整備事業 | 護岸及び人工海浜の整備 |
| | 親水公園の整備 |
| | 親水護岸の整備 |

3 産業の振興

(1) 農林業の振興

農業生産基盤や集落環境等を整備するとともに、生産技術の向上、担い手の育成・確保を図り、地域特性を活かした農業の振興に努めます。

少子高齢化や産業の空洞化、流出などの対策として、農村振興総合整備基本計画に基づき、農業集落における農業生産基盤整備、農業生活環境基盤整備、農村交流基盤整備などの事業を実施します。

作物の搬出や集団的農業を容易にするるとともに、集落間の連絡道としても位置づけられる農道や、農業の根幹をなす用排水施設、集落排水処理水再利用施設などの生産基盤、農業の振興を支える生活基盤の整備を促進します。

また、林産物の流通合理化を図るとともに、災害時の迂回路としての活用や、山林火災の消火活動を円滑に実施するための林道整備を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|-----------------|
| 農村振興総合整備事業 | 農村振興総合整備基本計画による |
| 農業基盤整備事業 | 農道及び水路等の整備 |
| 林道整備事業 | 林道大久保線の舗装 |
| | 林道池之浦線の開設・舗装 |

(2) 漁業の振興

漁場の整備や漁場環境の維持・保全に努め、漁業生産基盤の整備を図るとともに、栽培漁業の展開や、効率的な漁業経営の確立を支援するなど、漁業の振興に努めます。

円滑な港湾・漁業活動を営むため、丸谷地区において、水域を分離し、浮棧橋等の港湾施設の整備・拡充を促進します。

港内の静穏度を保ち、背後地の住民の生命や財産、公共施設等を守るとともに、漁港全体をより良好な漁場環境とするため、大地蔵地区において、藻場機能を持つ自然調和型の防波堤の建設を促進します。

また、海底清掃や干潟造成の実施により、漁場機能を回復させ、沿岸漁場生産の増大を図るとともに、並型魚礁の設置や自然石の海中への投入設置（築いそ）により、作り育てる漁業を推進し、漁家経営の安定と向上を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|---------|
| 港湾修築事業 | 浮棧橋等の整備 |
| 水産基盤整備事業 | 西防波堤の建設 |
| | 海底清掃 |
| | 干潟造成 |
| | 並型魚礁設置 |
| 漁業経営構造改善事業 | 築いそ |

(3) 商業・観光の振興

安芸灘諸島地域の玄関口として、蘭島閣美術館や松濤園を拠点とし、瀬戸内の迎賓文化を活かした観光の魅力づくりに努めるとともに、周辺地域と連携を図り、各地域に点在する瀬戸内海の文化と歴史資源を有機的に結びつけ、瀬戸内文化回廊ネットワークエリアの整備に努めます。

また、市民の協力の下、観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努め、観光客と市民との交流の機会を拡大するとともに、心温まるきめ細かな受け入れ体制の整備を推進します。

このため、ガーデンアイランド構想を継承し、丸谷地区において、自然と調和のとれた港湾空間として親水公園の整備を促進し、物産販売所や休憩所を整備するとともに、蘭島閣美術館や松濤園などの文化施設周辺の街路灯を整備します。

梶ヶ浜海水浴場や観松園などの既存の施設を活用するとともに、簡易宿泊施設や自然石の突堤を整備し、自然体験やマリンスポーツが楽しめる地域として、交流人口の増加を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|---------------|
| 観光施設整備事業 | 親水公園の整備 |
| | 物産販売所及び休憩所の整備 |
| | 文化施設周辺の街路灯整備 |
| | 簡易宿泊施設の整備 |
| | 自然石突堤の整備 |

4 道路・交通体系の整備

合併に伴い拡大する市域の一体性を確保するとともに、呉市の拠点性の向上、地域の更なる発展を目指し、市域内外の連携、交流を支える道路・交通体系の整備を促進します。

高速交通体系へのアクセスの強化を図るため、東広島呉自動車道の整備を促進するとともに、生活道路などの周辺整備事業を実施します。

阿賀マリノポリス地区の機能を強化するとともに、国道185号の慢性的な渋滞を緩和し、東西交通軸の円滑化を図るため、阿賀虹村線の整備を促進します。

下蒲刈町においては、生活バス路線の充実に努めるとともに、安芸灘大橋の開通に伴い、交通量が非常に増大している県道や町道の改良事業を促進することにより、地域住民の利便性及び安全性の向上、交流人口の増加を図ります。

また、蒲刈大橋の塗装及びボルト交換を実施し、安全性の確保及び耐久性の向上を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---------------|
| 東広島呉自動車道道路建設促進事業 | 生活道路等の整備 |
| 阿賀虹村線整備事業 | 橋梁建設 |
| 道路改良事業 | 下島大野線 |
| | 白崎大亀線 |
| | 三之瀬1号線 |
| | 主要地方道下蒲刈川尻線 |
| | 一般県道見戸代大地蔵線 |
| 農道環境整備事業 | 蒲刈大橋の塗装，ボルト交換 |

5 教育の充実・文化の振興

児童・生徒の教育環境向上のため、学校施設・学習環境の充実を図るとともに、多様化・高度化する市民の学習要求に対応するため、生涯学習施設を整備し、学習機会の提供に努めます。

このため、蘭島閣美術館や松濤園、白雪楼などを活用した文化活動機会の充実を図るとともに、農村環境改善センターを改修し、図書室を拡充します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------|--------|
| 農村環境改善センター改修事業 | 図書室の拡充 |

6 行政運営の効率化

地方分権の進展，多様化する行政需要に対応するため，効率的・機能的な行政運営を目指し，事務事業や組織機構の見直しを図るとともに，職員の定員管理や資質向上のための研修等の充実に努めます。

また，土地を有効・高度利用し，災害復旧や境界紛争の未然防止，公共事業の計画・設計や用地買収等の円滑化及び課税の適正化を図るため，地籍調査事業を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------|---------|
| 地籍調査事業 | 地籍調査の実施 |

6 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧下蒲刈町役場庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等、必要な機能の整備を図ります。

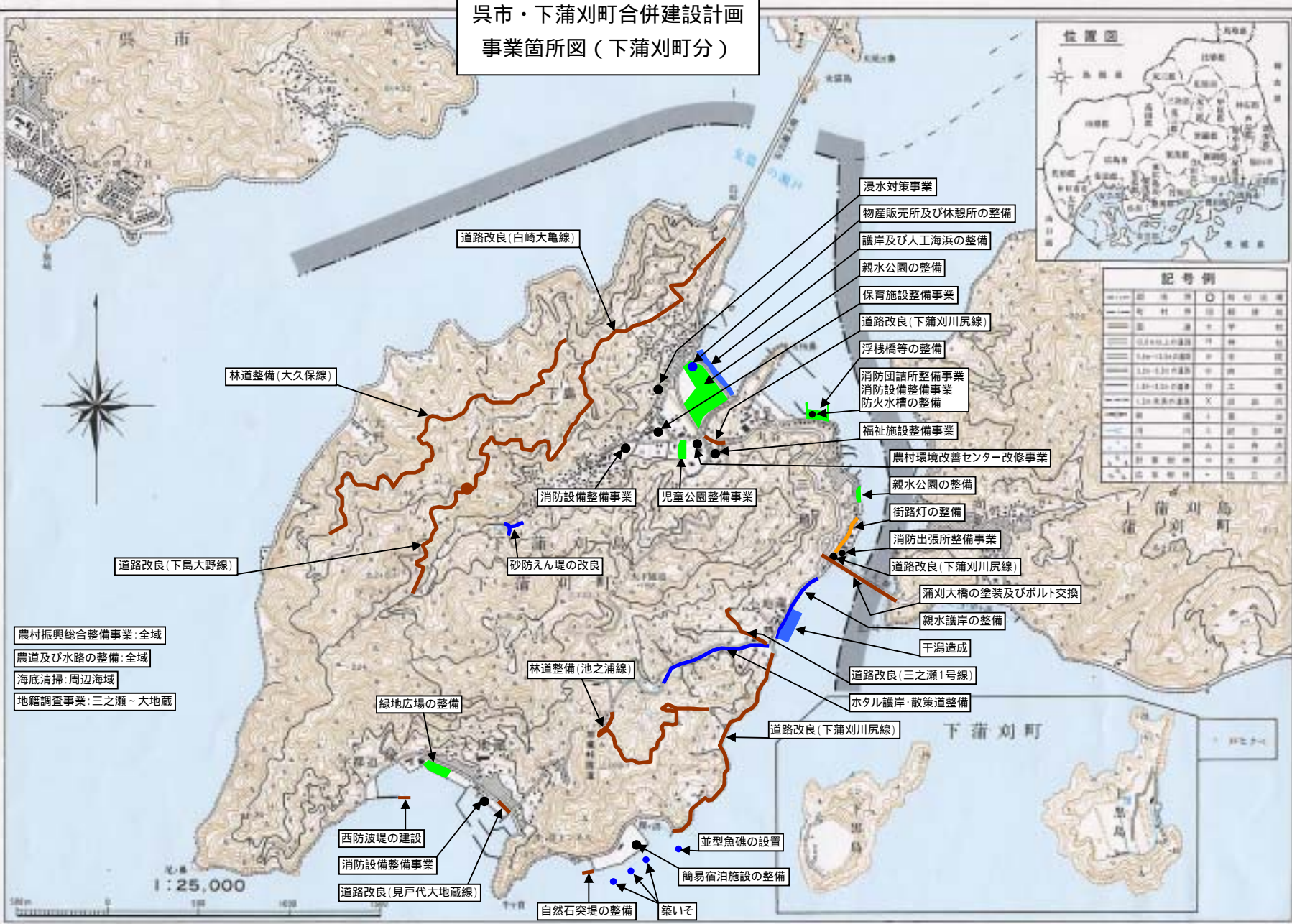
7 財政計画

呉市・下蒲刈町合併建設計画
事業箇所図（下蒲刈町分）



記号例

| 記号 | 説明 |
|----|----------------|
| ● | 消防団詰所整備事業 |
| ○ | 消防設備整備事業 |
| □ | 防火水槽の整備 |
| ■ | 福祉施設整備事業 |
| ▲ | 農村環境改善センター改修事業 |
| △ | 親水公園の整備 |
| ◇ | 街路灯の整備 |
| ▽ | 消防出張所整備事業 |
| ◇ | 道路改良(下蒲刈川尻線) |
| ◇ | 蒲刈大橋の塗装及びボルト交換 |
| ◇ | 親水護岸の整備 |
| ◇ | 干潟造成 |
| ◇ | 道路改良(三之瀬1号線) |
| ◇ | ホテル護岸・散策道整備 |
| ◇ | 道路改良(下蒲刈川尻線) |
| ◇ | 並型魚礁の設置 |
| ◇ | 簡易宿泊施設の整備 |
| ◇ | 築いそ |
| ◇ | 自然石突堤の整備 |
| ◇ | 道路改良(見戸代大地蔵線) |
| ◇ | 消防設備整備事業 |
| ◇ | 西防波堤の建設 |
| ◇ | 緑地広場の整備 |
| ◇ | 林道整備(池之浦線) |
| ◇ | 砂防えん堤の改良 |
| ◇ | 消防設備整備事業 |
| ◇ | 児童公園整備事業 |
| ◇ | 親水公園の整備 |
| ◇ | 浮棧橋等の整備 |
| ◇ | 道路改良(下蒲刈川尻線) |
| ◇ | 保育施設整備事業 |
| ◇ | 親水公園の整備 |
| ◇ | 護岸及び人工海浜の整備 |
| ◇ | 物産販売所及び休憩所の整備 |
| ◇ | 浸水対策事業 |



- 農村振興総合整備事業: 全域
- 農道及び水路の整備: 全域
- 海底清掃: 周辺海域
- 地籍調査事業: 三之瀬～大地蔵

1:25,000

呉市・下蒲刈町合併建設計画
事業箇所図（呉市分）

